

市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン

府 中 市
平成25年8月

目 次

1 趣旨	2
2 民間移行の方法	2
(1) 方式（公設民営、民設民営）	
(2) 財産（土地、建物及び備品の扱い）	
(3) 運営事業者	
3 対象施設の決定	2
4 民間移行時期の決定	2
5 事業者の選定	3
(1) 募集方法	
(2) 募集条件	
(3) 選定方法	
6 事業者決定から民間移行までの対応	5
(1) 三者協議会の設置	
(2) 保育内容の引き継ぎ	
(3) 合同保育の実施	
7 民間移行後の対応	6
(1) 三者協議会の継続	
(2) 市による確認・点検	
(3) 第三者評価の実施	

1 趣旨

府中市が市立保育所に民間活力を導入する（以下「民間移行」といいます。）に当たり、その手法に係る基本的事項を明確にすることにより、民間移行に係る手続の透明性と保育所運営の継続性を確保し、適切に民間移行を実施することを目的として、この「市立保育所への民間活力導入におけるガイドライン（以下「ガイドライン」といいます。）」を定めるものです。

今後、民間移行の対象となる市立保育所においては、ガイドラインに基づいて保護者のご意見、ご要望を尊重しながら民間移行を進めていきます。

2 民間移行の方法

(1) 方式（公設民営、民設民営）

一般的に民間移行には、設置主体が市のまま保育事業を民間事業者へ委託する「民間委託（公設民営）方式」と、設置主体を含めて民間事業者へ移行する「民間移管（民設民営）方式」があります。

市では、民間移行を実施するに当たり、原則として建物等の管理面において運営主体の自主性を高める効果が期待できる「民間移管（民設民営）方式」により行うものとします。

(2) 財産（土地、建物及び備品の扱い）

民間移行の対象となる市立保育所（以下「対象施設」といいます。）における財産は、現在の保育運営の継続性を踏まえ、原則として次のとおり運営事業者へ引き継ぐものとします。

- ・ 土地 無償貸与
- ・ 建物 無償譲渡
- ・ 備品 無償譲渡

(3) 運営事業者

市立保育所の運営を引き継ぐ運営事業者（以下「事業者」といいます。）は、土地、建物等の財産の取扱い等を踏まえ、東京都内で6年以上の良好な認可保育所の運営実績がある「社会福祉法人」とします。

3 対象施設の決定

対象施設は、市が別に定める基本方針に基づき決定し、速やかに市ホームページ等により公表します。

4 民間移行時期の決定

民間移行の具体的な時期については、対象施設ごとに遅くとも民間移行日の2年前には決定し、速やかに市ホームページ等により公表します。

対象施設においては、民間移行予定日に在籍する児童の保護者を対象とした説明会を実施します。

5 事業者の選定

(1) 募集方法

優良な事業者を選定するために募集方法は、多くの事業者に情報が届くような広報手段を用いた公募により行います。

この際、応募希望者が余裕をもって応募することができるように配慮し、提案書類の準備期間を含め3か月の期間を設けることとします。

なお、募集要項を対象施設で公開するとともに、対象施設の保護者のご要望を可能な限り要項に反映するように努めます。

(2) 募集条件

民間移行に伴う保育環境の変化に配慮し、児童福祉法等の関係法令及び関係規定を遵守することを前提として、次の条件を付した上、対象施設の保育理念を尊重し、現状の保育の質を維持向上できる事業者を公募し、民間移行後も事業者に当募集条件及び選定過程の中で履行を約束した事項について遵守させることとします。

ア 基本的条件

(ア) 受入月齢及び定員構成を継承すること。

※ 民間移行の前年度における各年齢の入所児童数を上限として、定員外の受入れも可能とする。

(イ) すくすく保育（障害児保育）を実施すること。

(ロ) 開所時間、保育時間（延長保育時間を含む。）及び開所日を継承すること。

※ 特別保育事業等の実施に際し、開所時間等を延長する際はこの限りではない。

(ハ) 保護者の費用負担の継続性に配慮し、市があらかじめ認めた費用（延長保育等の特別保育事業に係る利用料金）以外の負担を求めないこと。

(ニ) 対象施設の年間行事を継承すること。

※ 新たに行事を実施する際は、保護者にあらかじめ説明を行い、保護者の了解を得た上実施すること。

(ホ) 子育て支援・子育て交流事業（園庭開放、育児相談等）を継承すること。

(ヘ) 苦情対応への体制（苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置）を整備すること。

(ト) 自園調理方式により食育を推進し、アレルギーを持つ児童へ丁寧に対応すること。

(チ) 民間移行後、おおむね2年以内に特別保育事業（2時間以上の延長保育、一時預かり・特定保育及び年末保育等）を市と協議の上実施すること。

イ 職員配置等の条件

(ア) 常勤職員は、入所児童数に応じて市の職員配置基準に基づき、次のとおり配置すること。

a 施設長は専任で、社会福祉士、社会福祉主事又は保育士の資格を有し、児童福祉事業又は社会福祉事業に15年以上従事した者（社会福祉士又は社会

福祉主事の資格のみを有する者は、国又は保育に関する団体が実施する保育所長研修を受講し、修了した者に限る。）

b 主任保育士は、保育士の資格を有し、児童福祉事業に10年以上従事した者

c 施設長及び主任保育士を除く、市の保育士配置基準により算出された必要保育士数に1/3を乗じて得られる数（小数点以下四捨五入）の保育士は、保育士の資格を有し、児童福祉事業に5年以上従事した者であること。

d 年齢別クラス担当保育士のうち1名は、保育士の資格を有し、児童福祉事業に5年以上従事した者であること。

(イ) 現在、対象施設に勤務している非常勤職員等が、対象施設へ継続的に就労を希望している場合は、積極的に雇用するよう努めること。

(ウ) 職員の資質向上のため職員研修計画を作成し、積極的に職員研修に参加できる体制を整えること。

ウ 引継ぎ・合同保育

引継ぎ・合同保育の期間において、市が指定する職員（施設長、保育士、調理員等）を配置すること。

なお、引継ぎ・合同保育に参加した職員は、民間移行後も継続して対象施設に従事すること。

エ 福祉サービス第三者評価の受審

民間移行後3年以内に福祉サービス第三者評価を受審すること。

オ 三者協議会

事業者決定の日から当分の期間（民間移行日の前日に在所していた全ての児童が退所するまで）において、対象施設の保護者の代表、市及び事業者からなる三者協議会を組織し、保育運営等について協議すること。

カ その他

(ア) 事業者は、市の求めに応じて移行後の運営状況等について報告を行うとともに、市の行う立入調査に協力すること。

(イ) 当募集条件に定める内容は、民間移行日の前日に在所していた児童の全員が退所するまで遵守すること。

ただし、条件の変更等について三者協議会において保護者の同意が得られた場合は、この限りではない。

(3) 選定方法

ア 審査会の設置

事業者の選定に当たっては、対象施設の保護者（2名）、知識経験者及び保育現場経験者を含む市職員で組織する審査会を設置し、財務諸表等については財務の専門家から意見聴取を求めます。

イ 評価範囲・評価項目

事業者の運営理念、組織体制、財政状況、運営実績及び事業計画を評価対象の基本とし、その他の評価範囲・評価項目は審査会において決定します。

ウ 選定審査

審査会は、提案書類の審査（書類審査）や事業者へのヒアリング、現に運営する保育所の実地調査等により、評価項目ごとに採点し、事業者の選定を行います。

なお、全ての応募事業者が一定の保育水準等を満たしていないと判断した場合は、再度、市長が公募を行うこととします。

エ 事業者の決定・公表

審査会の選定結果を市長に報告し、最終的に市長が事業者を決定します。

また、事業者決定後、速やかに市ホームページ等により事業者の公表を行います。

6 事業者決定から民間移行までの対応

民間移行日は、原則として年度当初（4月1日）とし、次のとおり移行準備を行うため、民間移行に至るまでに1年以上の期間を設けることとします。

なお、当準備期間中において、市は進行管理を徹底するとともに、民間移行に向けた懸念が生じた際は、調整を行うことのほか必要な改善指導を行います。

(1) 三者協議会の設置

事業者決定後、速やかに保護者、事業者及び本市による話し合いの場を設置し、民間移行に伴う諸事項について協議し、合意形成を図ります。

(2) 保育内容の引継ぎ

三者協議会に基づき、対象施設の保育水準を継承することを前提に引継ぎを実施します。具体的な内容としては、施設長予定者及び主任予定者を中心に児童の様子や年間行事を含めた保育内容を引き継ぐとともに、設備面や近隣の状況等を含む対象施設の全体像を把握します。

また、事業者の職員が対象施設で行われる職員会議、カリキュラム会議等へ参加することにより情報交換を行う機会を設け、両者が良いチームワークをつくり、円滑な民間移行に向けた意識づくりを醸成します。

(3) 合同保育の実施

入所児童と事業者の職員との信頼関係を築き、民間移行後の環境変化により児童に負担を与えないよう、保育内容の引継ぎをきめ細やかに行うため、準備期間のうち移行前の3か月間を予定し、合同保育を実施します。

具体的な内容としては、各クラスに次年度の担任となる予定の保育士が対象施設で保育にあたり、市立保育士と合同で保育を行うとともに、児童や保護者との信頼関係を築きます。

なお、合同保育の実効性を高める事を目的として、市は事業者と業務委託契約を締結し、当期間において委託料を支出します。

7 民間移行後の対応

(1) 三者協議会の継続

民間移行後においても引き続き一定期間（最長でも民間移行日の前日に在所していた全ての児童が退所するまで）において、三者協議会を実施します。

市は、三者協議会の場を通じて民間移行後の運営状況及び移行に係る条件の履行状況等について確認するとともに、懸案事項の解決に向けた調整を行います。

(2) 市による確認・点検

ア 前任職員（保育士）の訪問

民間移行前の対象施設に勤務していた保育士が対象施設を訪問し、保育内容ははじめ様々な事業者職員にアドバイスをを行います。（移行後1年間に、各保育士2回程度）

イ 市立保育所の施設長経験者の訪問

市立保育所の施設長経験者が対象施設を訪問し、事業者にその経験を生かしたアドバイスをを行います。（移行後1年間に、月2回程度）

ウ その他の支援

保育の質の維持向上のため、市が主催する保育士研修会への参加の呼びかけ、関係機関との連携等について支援していきます。

(3) 第三者評価の実施

福祉サービスの「第三者評価制度」の受審を事業者に義務づけていることから、第三者の視点により運営状況の評価を行い、民間移行後の保育サービスの提供状況を確認し、保育の質の向上を図ります。なお、この評価はインターネット等で広く公開します。